

【薬局】 令和7年度 新規個別指導・個別指導に係る 指摘事項の概要

厚生労働省 北海道厚生局医療課

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

【薬局】令和7年度 新規個別指導・個別指導に係る指摘事項の概要

指摘機関数と項目毎の指摘割合

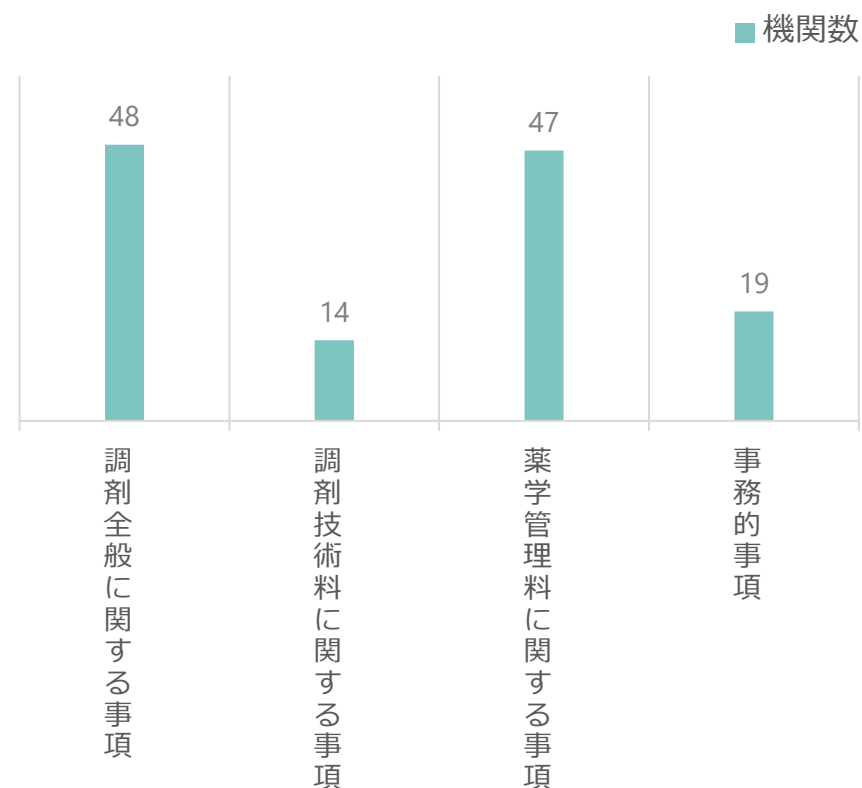
項目	機関数	指導機関数に対する割合
I. 調剤全般に関する事項	48	92.3%
II. 調剤技術料に関する事項	14	26.9%
III. 管理料に関する事項薬学	47	96.3%
IV. 事務的事項	19	36.5%

■ 指導を受けた9割以上の保険薬局が調剤全般に関する事項の項目及び薬学管理料に関する事項の項目についての指摘を受けている。主な指摘事項は次頁以降に記載のとおり。

【参考】

令和7年度 指導機関数
新規個別指導 41機関
個別指導 11機関
合計 52機関

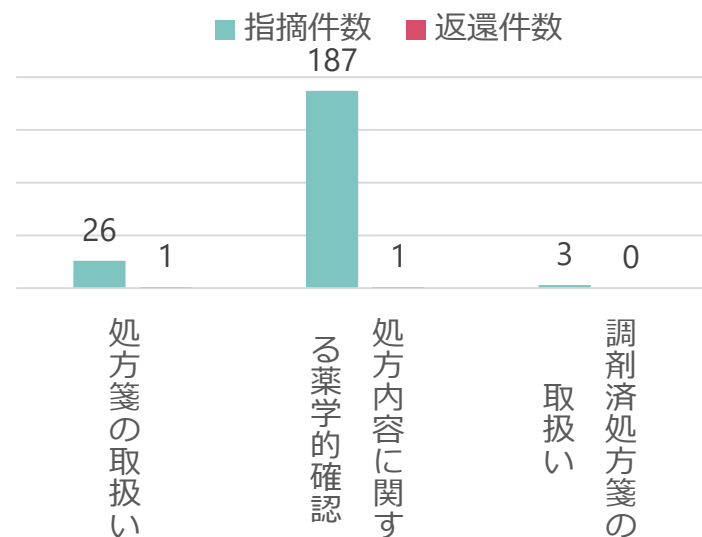
指摘があった機関数



【薬局】令和7年度 新規個別指導・個別指導に係る指摘事項の概要

1. 調剤全般に関する事項の主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
処方箋の取扱い	26	11.8%	1	3.8%
処方内容に関する薬学的確認	187	85.0%	1	0.5%
調剤済処方箋の取扱い	3	1.3%	0	0.0%



主な指摘事項

■ 処方箋の取り扱い

- 「処方」欄の用法・用量に係る記載がない又は不適切なものにつき、処方医への疑義照会をせずに調剤を行っている。

■ 処方内容に関する薬学的確認

- 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法・用量で処方されているものについて、確認を適切に行っていない。
- 過量投与が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
- 投薬期間の上限が設けられている医薬品のうち、その上限を超えて処方されているものについて、確認を適切に行っていない。
- 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるものについて、確認を適切に行っていない。
- 漫然と長期にわたり処方されているものについて、確認を適切に行っていない。

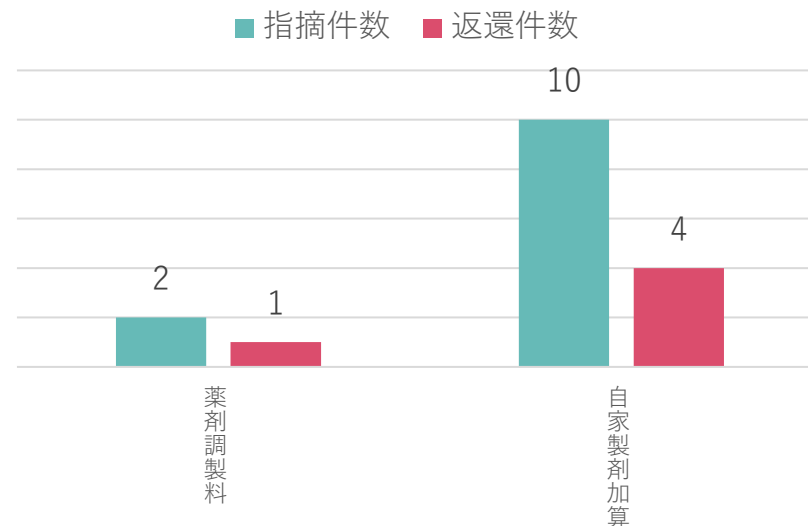
■ 調剤済処方箋の取扱い

- 医師又は歯科医師に照会を行った場合に、調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に回答内容の記載がない又は不十分。

【薬局】令和7年度 新規個別指導・個別指導に係る指摘事項の概要

II. 調剤技術料に関する事項の主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
薬剤調製料	2	10.5%	1	50.0%
自家製剤加算	10	52.6%	4	40.0%



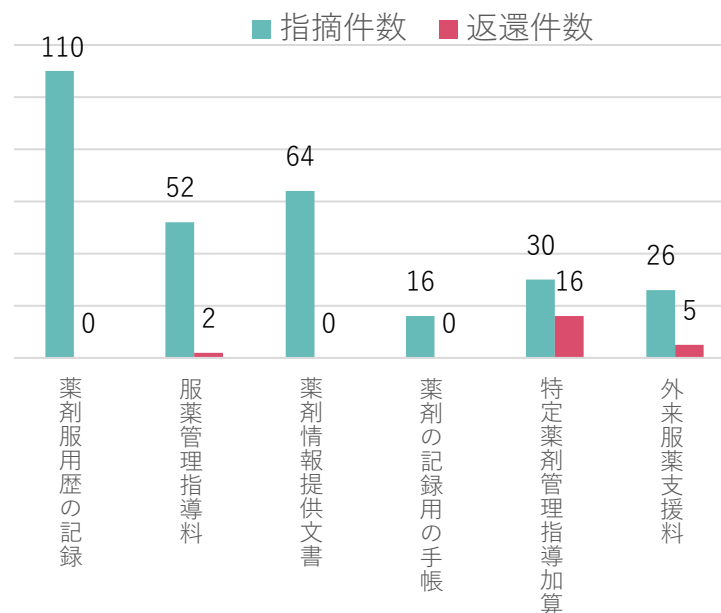
主な指摘事項

- 薬剤調製料
 - 薬剤調製料の夜間・休日等加算について、薬剤服用歴等に平日又は土曜日に算定した患者の処方箋の受付時間を記載していない。
- 自家製剤加算
 - 調剤録等に製剤工程の記載がない、又は不十分。
 - 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

【薬局】令和7年度 新規個別指導・個別指導に係る指摘事項の概要

Ⅲ. 薬学管理料に関する事項の主な指摘事項（次頁へ続く）

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
薬剤服用歴の記録	110	32.0%	0	0%
服薬管理指導料	52	14.7%	2	3.8%
薬剤情報提供文書	64	18.1%	0	0%
薬剤の記録用の手帳	31	8.4%	0	0.0%
特定薬剤管理指導加算	30	8.4%	16	53.3%
外来服薬支援料	26	7.3%	5	19.2%



主な指摘事項

■ 薬剤服用歴の記録

- ・ 服薬状況（残薬の状況を含む。）の記載がない、不適切又は不十分。
- ・ 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴等を含む）、薬学的管理に必要な患者の生活像及び後発医薬品の使用に関する患者の意向の記載がないまたは不十分。

■ 服薬管理指導料

- ・ 患者の服薬期間中に新たに情報提供した事項、服薬期間中及び処方箋受付時に確認した患者の服薬状況等及び指導等について、薬剤服用歴等への記載が不十分。

Ⅲ. 薬学管理料に関する事項の主な指摘事項（前頁の続き）

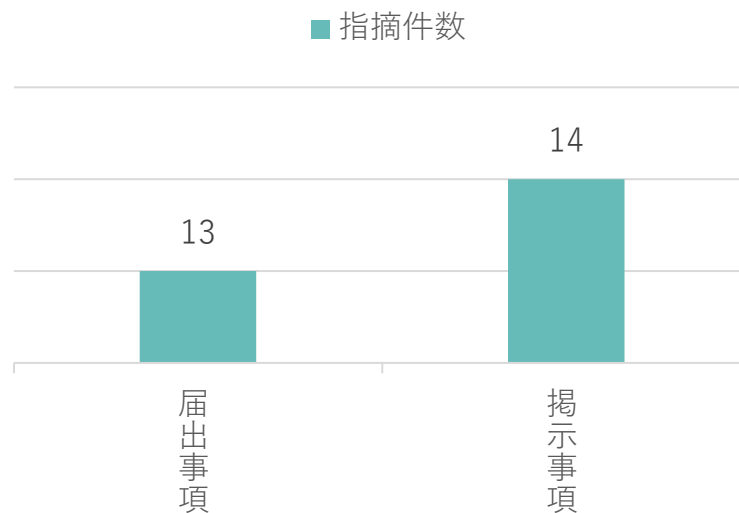
主な指摘事項

- 薬剤情報提供文書
 - ・ 用法・用量の記載がない、不適切又は不十分。
 - ・ 副作用の記載がない、不適切又は不十分。
 - ・ 服用及び保管取扱い上の注意事項の記載がない、不適切又は不十分。
- 薬剤の記録用の手帳
 - ・ 必要に応じて服用に際して注意すべき事項の記載がない、不適切又は不十分。
- 特定薬剤管理指導加算
 - ・ 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
 - ・ 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
 - ・ 薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない、又は不十分。
- 外来服薬支援料
 - ・ 調剤後に患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握していない。
 - ・ 薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において一包化の理由を薬剤服用歴等に記載していない。

【薬局】令和7年度 新規個別指導・個別指導に係る指摘事項の概要

IV. 事務的事項に関する事項の主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
届出事項	13	44.8%	0	0.0%
掲示事項	14	48.2%	0	0.0%



主な指摘事項

- 届出事項
 - ・ 保険薬剤師（常勤・非常勤）の異動の届出がない。
 - ・ 開局時間、開局日の変更の届出がない。
- 掲示事項
 - ・ 北海道厚生局長に届け出た事項に関する掲示がない。
 - ・ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。